

共同実施だより

第 37 号 平成 25 年 12 月 日
第 1 支部学校事務共同実施 担当: 籠上中学校区

12月10日に期末・勤勉手当が支給されました

期末手当[1. 375月]

かつては盆、暮れ等の生計費の補てんの意味があった手当でした。現在は民間の賞与につりあう形で支給されている特別な手当です。

勤勉手当[0. 675月]

民間における賞与のうち、勤務成績に対する報償的な意味で支給される賞与にあたる手当です。

来月(1月)には給与所得の源泉徴収票が発行されます

配偶者のパート収入・事業所得、大学生のアルバイト収入、配当所得などは大丈夫ですか？

あなたの年末調整の申告書にもとづき、源泉徴収票が発行されます。この票は、確定申告・給与証明等に使う重要な書類ですので、5年間は保存してください。

なお、平成 25 年 11 月末(年末調整申告時)と平成 25 年 12 月末で配偶者を含め、扶養親族の収入に変動がある場合は確定申告で必ず修正して下さい。

また、扶養親族の収入については常に確認をおねがいます。



	税法上の扶養親族	扶養手当上の扶養親族	共済組合上の扶養親族
金額	所得年額 38万円以下 (給与収入 103 万円以下) 公的年金受給者 38 万円以下 (65 才以上 158 万円以下) (65 才未満 108 万円以下)	年額 130万円未満 パート・アルバイト収入の場合は 月額 108,333 円未満 (130 万円 ÷ 12 月 = 108,333 円) (賞与も 12 で割って以降の月収に加算)	年額 130万円未満 (60 才以上の公的年金受給者は 180 万円未満) パート・アルバイト収入の場合は、 *月額 108,333 円未満 (賞与は月収に加算)
期間	1/1~12/31	向こう1年間、パート等の場合は3ヶ月の平均	
対象	課税所得のみ 遺族年金・扶助料、失業給付 等非課税所得は含めない	一時的所得(退職手当、土地の売買収入等)以外の、すべての収入 給与・公的年金・個人年金・事業所得・雇用保険失業給付……	

* 共済組合では平成 25 年 10 月 1 日から認定取消基準を変更しました。

変更前 3ヶ月の平均収入が108,334円以上になった場合取り消し

変更後 3ヶ月連続で108,334円以上になった場合取り消し

この変更により、扶養手当の認定が取り消されても、共済組合の被扶養者認定は継続される場合があります。また、被扶養者認定を取り消された後の再認定の扱いも変更となりましたので、詳細は所属の事務担当者にお尋ね下さい。共済組合のホームページにも詳しい説明が載っています。